

## 記念品の贈呈について

組合員の世帯が1年間健康に過ごされた場合に、記念品を贈呈します。

- ・対象期間 令和4年度の1年間（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
- ・対象者 被保険者が1年間に一度も医療機関に受診等をしなかった被保険者が対象となります。  
ただし、保険料滞納者がいる世帯は対象外とします。
- ・表彰内容 被保険者ひとりにつき記念品を贈呈します。
- ・送付時期 10月頃を予定しています。

## 高齢者表彰の記念品の贈呈について

後期高齢者組合員の方で、80歳・90歳・100歳になられた場合に、記念品を贈呈します。

- ・対象者 80歳：昭和16年12月1日生から昭和17年11月30日生の後期高齢者組合員  
90歳：昭和6年12月1日生から昭和7年11月30日生の後期高齢者組合員
- ・条件 令和4年11月30日時点で後期高齢者組合員であること。
- ・送付時期 12月頃を予定しております。

100歳のお誕生日を迎えられた方は、その都度記念品を贈呈いたします。